

【仕様書】

目次

1	調達案件の概要	4
(1)	調達件名	4
(2)	調達の背景	4
(3)	調達目的及び調達の期待する効果	4
(4)	用語の説明	6
(5)	契約及び期間	7
(5)	本県が公表していない文書の取扱い	7
(6)	全体スケジュール等	7
2	本基盤に求める要件	8
(1)	本基盤に求める要件	8
(2)	既存基盤システム（第2期基盤システム）の構成（参考）	8
3	作業の実施内容に関する事項	9
(1)	基本要件	9
(2)	本基盤の開発の考え方	11
(3)	要件定義の確定	11
(4)	基本設計	12
(5)	詳細設計	13
(6)	運用設計	13
(7)	環境構築・単体テスト	14
(8)	結合テスト	18
(9)	総合テスト	21

(10)	受入テスト	22
(11)	移行	23
(12)	工事	24
4	作業の実施体制・方法.....	25
(1)	作業実施体制	25
(2)	受託者の体制	25
(3)	作業の管理に関する要領	30
(4)	作業場所	35
5	作業の実施に当たっての遵守事項.....	36
(1)	遵守する法令等	36
(2)	セキュリティ設計、開発等	36
(3)	機器賃貸借	38
(4)	その他条件	39
6	成果物の取扱いに関する事項.....	40
(1)	成果物の範囲・納品時期等	40
(2)	納品場所	41
(3)	検収	41
(4)	知的財産権の帰属	41
(5)	契約不適合責任及び債務不履行に係る責任.....	41
7	再委託に関する事項.....	42
(1)	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	42
(2)	承認手続	42
(3)	再委託先の契約違反等に関する責任	43

8	その他特記事項.....	43
(1)	開発に必要な資材等の負担	43
(2)	社内教育に関する条件	43
(3)	運用・保守業務受託者等への引継要件	44
(4)	事情変更等への対応	44
9	疑義等の決定.....	44
10	契約における本仕様書の取扱範囲	44
11	附属文書	45
(1)	別紙 1_要件定義書	45
(2)	別紙 2_ AWS クラウドサービス利用料見積書（様式）	45
(3)	別紙 3_成果物一覧	45

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借

(2) 調達の背景

栃木県（以下「本県」という。）は、県全体のインフラコストの最適化や業務システム導入に係る時間の短縮化を目的として、「共同利用型基盤」を平成28（2016）年から設置・運用している。

令和8（2026）年3月時点で、第2期共同利用型基盤（以下「第2期基盤」という。）が稼働しており、約65業務システムが第2期基盤を利用している状況である。第2期基盤の機器リース期間満了が令和9（2027）年10月末のため、令和9（2027）年11月以降に第3期共同利用型基盤（以下「本基盤」という。）への切り替えを予定している。第2期基盤のシステム構成については2(2)を参照すること。

昨今、国においては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」のもと、クラウドサービスの利用を第一候補（クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則））としてマネージドサービスを積極的に利用するなどクラウドサービスをスマートに利用することが推進されている状況であり、本県においても令和7（2025）年3月に「とちぎ県庁クラウド利活用方針」を策定した。本県の庁内方針として、業務システムを構築する際は、クラウドサービスの利用も候補とし、最適な形態を慎重に検討し選択すること（セレクトクラウド）とし、検討の優先度として、まずはSaaSの利用を検討した上で、その利用が適さない場合には、共同利用型基盤の利用を検討することを定めた。これらの背景及び令和6（2024）年7月～令和7（2025）年1月に実施した共同利用型基盤調査研究業務の結果を踏まえ、本県は、第2期基盤上の各業務システムが希望するタイミングに合わせた段階的なクラウドリフトが出来るように、本基盤をハイブリッド（第2期基盤同様のオンプレミス環境+パブリッククラウド環境（AWS））構成とすることとした。

(3) 調達目的及び調達の期待する効果

本基盤に対し、基盤利用対象業務システムの拡大に向けたシステム対応を実現し、令和14（2032）年10月末までの間に、業務システムの段階的なクラウドリフトを経て、フルクラウド化を実現するために、パブリッククラウド環境（AWS）を新たに設計・

構築し、既設の第2期基盤（オンプレミス環境）と合わせ、基盤更改を行う。この第2期基盤の基盤更改が本件業務委託の調達目的である。

また、本基盤を構築することで、以下の効果を期待することを目的とする。

ア 本県が定めたクラウド利活用方針”クラウドスマート”の推進

本県が所有する各業務システムが本県の方針に基づいてクラウド利活用を検討した際に、SaaS活用を選択できないと判断した場合の受け皿（選択肢の一つ）として、本基盤からパブリッククラウド環境（AWS）のIaaS基盤等を提供する。これにより、クラウドを使うこと自体を目的とせず、行政サービスや業務の目的から逆算し、SaaS・クラウドを含めた最適な形を選び、持続可能で価値の高い行政DXを実現する取り組みを本県全体で力強く推進可能とする。

イ パブリッククラウド利用による利用者増大、利用範囲の拡大への柔軟な対応及び運用コスト最適化

前述のとおり、本基盤が稼働する基盤としてパブリッククラウド環境（AWS）を活用する。本基盤については、将来的な利用者数の増加や利用範囲の拡大が想定されることから、クラウドが有する高い拡張性・柔軟性を活用することで、これらの変化に対して迅速かつ柔軟に対応可能な基盤を実現する。また、本県が本基盤のパブリッククラウド環境を県全体で利用可能なパブリッククラウド環境として自ら保有・運営することにより、小規模システム等、ガバメントクラウドの活用が必ずしも適さない業務システムに対しても、迅速かつ効率的にクラウド利活用を展開・波及させることも目的とする。これにより、全体最適の観点から運用コストの最適化を図るとともに、本県におけるクラウド利活用の更なる促進を目指す。

ウ 高度化・巧妙化するセキュリティ脅威への対応

近年高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、オンプレミス環境においては第2期基盤で実施している分散型ファイアウォール等の対策を継続しつつ、新たに構築するパブリッククラウド環境（AWS）においては、多層的なセキュリティ対策をより強化して実装・運用する。これにより、環境全体としてセキュリティ水準の向上を図り、本県情報システムの安全性及び信頼性を確保する。

(4) 用語の説明

ア 共同利用型基盤

仮想化技術を用いて、セキュリティを確保しながら、各業務システムが共同利用することのできる基盤。

イ 業務システム

共同利用型基盤上で動作する マロニエ 21 ネットシステムや財務会計システム等の各システムをいう。

※「マロニエ 21 ネットシステム」とは、本県で職員が使用しているグループウェアサーバ機器等や端末（PC）及びその端末が接続されているネットワーク全体をいう。

ウ 仮想サーバ

仮想化技術のハイパーバイザ（VMware ESXi）が動作し、仮想マシンへのリソースを提供する物理サーバ。

エ 仮想マシン

ハイパーバイザ（VMware ESXi）上で動作する仮想化された環境。一つの仮想サーバ上で、複数の仮想マシンが動作する。

オ 仮想環境用ストレージ

仮想化マシンのデータを一元的に保存するためのストレージ。

カ バックアップ用ストレージ

仮想環境用ストレージの全損障害に備えるためのストレージ。

キ 基盤担当職員

本県行政改革ICT推進課の本基盤担当職員、本基盤の管理及び責任者。

ク 基盤設計・開発業務受託者

本基盤設計開発ベンダー。本基盤の設計・開発業務までを担当する。

ケ 一次構築場所

後述する賃貸借契約で調達する機器の一次設定（セットアップ）場所を指す。

(5) 契約及び期間

本調達に係る契約及び期間は、「表 1-1 本調達案件一覧」のとおり。

なお、本調達に関連して、本基盤の設計・開発期間に利用する AWS クラウドサービス利用契約については、別の調達により令和 8（2026）年 11 月 1 日から令和 9（2027）年 10 月 31 日までの間契約する予定としている。

表 1-1 本調達案件一覧

項番	契約内容	調達単位	履行期間
1	システム設計・開発業務契約	一式	契約開始日から 令和 9（2027）年 11 月 30 日まで
2	機器賃貸借契約	賃貸借期間 60 ヶ月	令和 9（2027）年 11 月 1 日から 令和 14（2032）年 10 月 31 日まで

(5) 本県が公表していない文書の取扱い

本仕様書及び11の附属文書である「別紙1_要件定義書」内で【秘密】と記載されている文書については、本県が公表していない文書である。これらの文書は、参加表明書と併せて秘密保持誓約書を提出した者のうち、本県が参加資格を有することを認めたものに限り貸与する。

(6) 全体スケジュール等

本基盤の設計・開発業務の作業スケジュールは「図 1-1 設計・開発業務委託 想定スケジュール」のとおり想定しているが、作業内容及びスケジュールは受託者が提案すること。なお、提案に際し、3(8)クの結合テスト、(9)の総合テストの実施時期については、他のシステムにも影響することから、「図 1-1 設計・開発業務委託 想定スケジュール」に示す実施時期を基本とすること。受託者決定後に、提案されたスケジュールに基づき、本県及び外部システム（共同利用型基盤以外のシステムをいい、庁内のシステムを含む。以下同じ。）と十分に協議・調整の上決定する。

令和 9（2027）年11月1日から令和 9（2027）年11月30日までの期間は、本基盤の稼働開始かつ最初の繁忙期間であることから、本基盤の安定運用を目的に受託者がシステム稼働に立ち合いを行うと同時に別調達の運用・保守業務受託者に対する支援等を継続して行う期間とする。

- 電源管理ソフト：PowerChute Network Shutdown for Virtualization v 4.3
 - ウイルス対策ソフト：Trend Micro Deep Security Enterprise Suite
 - データベースソフト：Oracle Database Standard Edition 2
 - 電源管理ソフト：PowerChute Network Shutdown for Windows & Linux v4.3
 - バックアップソフト：Arcserve UDP 8.0 Advanced Edition - Server
 - システム監視ソフト：System Answer G3
- 既存基盤システムの構成イメージは「図 2-1 既存基盤システムのイメージ」のとおりである。

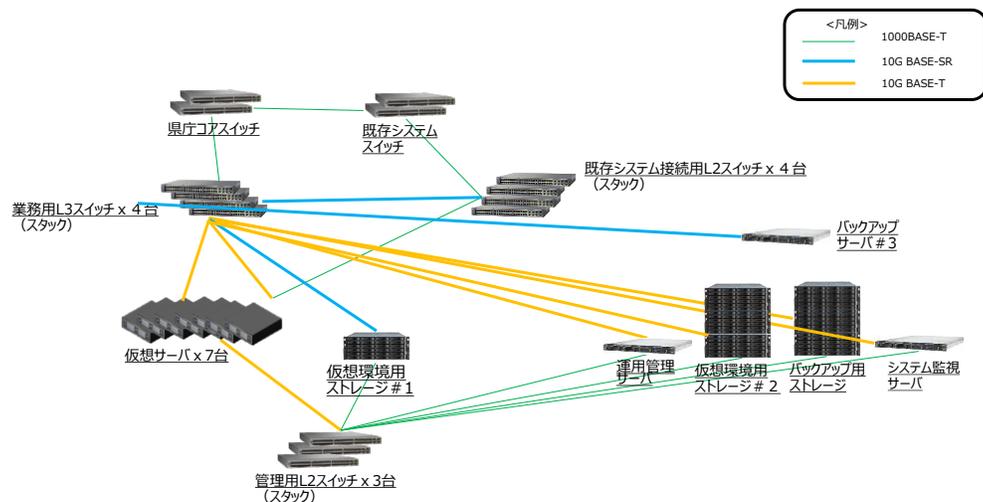


図 2-1 既存基盤システムのイメージ

3 作業の実施内容に関する事項

(1) 基本要件

- 本調達は、第2期基盤のリプレースと第2期基盤で稼働する仮想マシンを安全に移行し、及び第2期基盤で稼働する業務システムのうち本基盤稼働時にパブリッククラウド環境に仮想マシンの再構築することを希望するものが安全に再構築移行を完了するまでを作業範囲とする。第2期基盤から本基盤へのデータ移行は、第2期基盤運用・保守事業者や業務システム担当者等との調整が必要であるため、その点に留意すること。
- 第2期基盤システム及び外部システムとの接続や連携も本調達の作業として行うこと。それに伴い、第2期基盤運用・保守事業者や外部システム担当者等と協力して行うこと。

- 本調達機器及び本基盤（オンプレミス環境）の本県への引き渡し期限、並びに既存環境からの仮想マシン及び業務データの移行期限（本基盤への完全切替が完了し、第2期基盤の切戻しが無いと判定、第2期基盤が完全停止されるべき期限をいう。）は令和9（2027）年10月31日とする。また、本基盤（パブリッククラウド環境（AWS））の本県への引き渡し期限及び当該引き渡しを受ける環境と同時にパブリッククラウド環境（AWS）へ移行する業務システムの移行期限についても同様とする。なお、パブリッククラウド環境（AWS）への移行方式は仮想マシンの再構築を想定している。
- 動作確認・第2期基盤機器等との接続については、本県と協議の上日程を調整すること。
- 本調達機器の導入に伴って別途機器等が必要な場合は、受託者の責任と負担で用意すること。
- 本調達機器を本県庁のネットワーク（庁内LAN等）に接続する際は、本県の指示する方法で行うものとし、必要なケーブル等は、受託者にて準備すること。
- 工事が発生する又は導入機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、その二週間前までに詳細な施工及び作業内容、範囲、作業者名、スケジュール及び使用車両を本県に報告し、承認を得ること。また本県が行うべき作業がある場合には、作業内容を明示すること。
- 本業務の遂行に当たっては、原則、既存基盤システム（第2期基盤のシステムをいう。以下同じ。）、業務システム及び外部システム並びにその他の業務に影響を与えないこと。また、事前に影響調査を実施し、これらのシステム及び業務に影響を与えてしまう作業を検知した場合は速やかに本県へ報告すること。なお、本調達外の稼働中の機器やシステムに想定外（計画外）の影響を与えた場合は、本県に報告を行い本県の指示のもとに受託者の責任と負担において対処すること。
- 事前の実機検証等、本業務（設計・開発業務）を推進する上で必要となる機器、ソフトウェア等が個別にある場合は、受託者の負担にて用意すること。
- 本県や第2期基盤運用・保守事業者、業務システム担当職員及び業務システム構築・運用事業者等の協議・調整する工数を、設計・開発業務費用に含めること。
- 本業務の遂行に当たり、既存基盤システム、業務システム、外部システム、本県庁のネットワーク（庁内LAN等）等の停止やこれらのシステム主管課に対する作業依頼が必要となる場合、若しくは電源やLANケーブル敷設工事等が必要となる場合は、それらの工程及び内容について、それぞれ対応するために必要な期間を確保した上で、事前に本県に報告し、承認を得ること。

(2) 本基盤の開発の考え方

- ・ 本基盤は、オープン化（特定業者による技術に偏向していないもの）された標準的手法や標準化された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとすること。
- ・ 開発手法・工程については、いわゆるウォーターフォール型の開発手法・工程を想定しているが、アジャイル型による開発手法の提案を妨げるものではない。本県の想定と異なる開発手法・工程を採用する場合は、その理由や内容、メリット・デメリット等を提案書に明記すること。提案された開発手法・工程の採用可否については、受託者決定後に本県との協議を経て決定するものとする。なお、採用する開発手法・工程によらず、後述「別紙3_成果物一覧」に示す成果物を納入すること。

(3) 要件定義の確定

- ・ 本調達仕様書及び受託者の提案内容を踏まえ、開発の基本事項となる要求事項（機能、画面、帳票、外部インタフェース、非機能要件等）、システム化に対する様々な要求事項を調査・分析し、システム化の対象を明確にした上で以下の要件を確定させ、要件定義書（確定版）として取りまとめること。
 - 業務要件
 - 本調達仕様書に示す、各種要件の具体的な実現方法
 - 開発対象範囲（スコープ）の確定（機能、画面、帳票、外部インタフェース、非機能要件等の確定）
 - パブリッククラウドの提供する機能を利用する場合における利用機能
 - 稼働環境の最適化
 - 運用・保守等非機能要件
- ・ 調査・分析の実施に当たり、第2期基盤の実機環境から設定情報を採取する必要があると想定される。当該作業については第2期基盤運用・保守事業者による操作を前提とする。当該作業に係る第2期基盤運用・保守事業者の作業手番を最小限とするために最大限尽力し、必要なツールの作成・動作検証や作業手順書の作成を実施すること。
- ・ 本県の要望も確認した上で要件定義を行うこと。要件定義は要件定義書（確定版）として取りまとめ提出すること。

(4) 基本設計

- 要件定義の確定の結果に基づき、機能設計（システム方式設計）、ユーザーインタフェース（画面・帳票）設計、外部インタフェース設計、情報セキュリティ等の非機能設計など、入出力方式や処理方式についての外部仕様を定義し、実施設計書として作成すること。作成に当たっては、システム主管課や関係する事業者等の第三者が理解できるように、特に用語の定義や表記ゆれに注意すること。
- 実施設計書の目次、構成、詳細な内容等は、本県と協議し確定すること。
- 基本設計は要件定義書（確定版）の内容をもとに行い、パブリッククラウド環境（AWS）及びオンプレミス環境を利用することを前提に、方式設計、構成設計の検討を行い、それぞれ実施設計書、構成設計書に記載し、提出すること。方式設計として、バックアップ・リストア方式、セキュリティ方式等のシステムの環境構築に必要な基盤方式の設計も行うこと。また、構成設計として、システム全体構成、論理サーバ構成、ソフトウェア構成、ネットワーク接続構成、ストレージ構成等のシステムの環境構築に必要な設計を行うこと。
- 仕様の調整に当たっては、検討内容、仕様案、メリット・デメリット、説明図等の検討資料を作成の上協議を行うこととし、口頭説明のみによる認識齟齬が発生しないようにすること。なお、本県に確認すべき仕様（機能、画面、帳票、外部インタフェース、非機能要件等）がある場合は、基本設計で確定させ、実施設計書に記載すること。実施設計書は、総合テスト、受入テストのテストシナリオ、テスト観点及びテスト項目等の元となるため、それらのインプットとなり得るレベルのものを作成すること。また、実施設計書は、前工程である要件分析の内容が全て反映されていることを、本県が検証できるようにすること（要件トレーサビリティ管理を実施すること）。
- 実施設計書のレビュー及び検収期間が不足し、認識齟齬や要件反映漏れが見落とされ、後工程で大きな手戻りが発生することがないように、レビュー及び検収の期間を十分に確保すること。
- 搭載するサービスを可視化するため、以下の一覧を作成すること。
 - ハードウェア一覧
 - ソフトウェア一覧
 - クラウドサービス一覧
- オンプレミス環境の機器の搭載や物理ネットワーク結線を可視化するため、以下の図面を作成すること。
 - ラック搭載図兼電源接続図
 - 物理ネットワーク結線図

(5) 詳細設計

- ・ 既存基盤システムの環境（システム設定等）を調査し、要件定義書（確定版）及び実施設計書を元にシステム詳細設計及び AWS クラウドサービスやソフトウェア製品の環境設計を行い、詳細設計書として提出すること。
- ・ 詳細設計では、オンプレミス環境の機器、PaaS / SaaS等のパブリッククラウド、及びソフトウェアの環境設定内容を検討し、環境定義として詳細設計書を作成すること。

なお、本基盤はマロニエ21ネットシステム、個人番号利用事務認証システム、庁内 LAN、栃木県セキュリティクラウド等に接続することから、これらシステムの特性を十分理解した上で設計を行うこと。

- ・ 詳細設計工程において不明点、課題、詳細設定情報等、本県に確認が必要な事項が発生した場合は、必ず本県に確認し、承認を得た上で設計を進めること。
また、実施設計書への追加・変更内容が発生した場合は、変更管理を行い、漏れなく改訂を行い、本県のレビューを受けること。
- ・ 今回調達する製品・サービスのライセンスを一覧化し、ライセンスの更新管理を行うためのライセンス管理表を作成すること。
- ・ 環境構築・単体テストの具体的な作業計画を本工程で作成すること。また、本工程以降の全てのテストに係るテスト計画をテスト計画書として作成し、本県の承認を得ること。
- ・ テスト計画は、テスト毎に以下の項目について本県と十分に認識合わせを行い、承認を得ること。
 - 各テストの保証範囲
 - 各テストのスケジュール
 - 各テストの方針・観点
 - 各テストの環境、使用するテストデータ
 - 各テストの実施者と役割分担
- ・ 詳細設計書の目次、詳細な内容等は、本県と協議し確定すること。

(6) 運用設計

- ・ 運用設計では、運用スケジュール、バックアップ運用、ジョブ運用、セキュリティ運用等のサービス開始後の運用に必要な項目について運用方法を検討し、運用設計書に記載すること。

- ・ 運用設計に当たっては、「別紙1_要件定義書」の「3.非機能要件の定義」の「(17) 運用に関する事項」、及び「(18) 保守に関する事項」の記載内容を十分に理解した上で実施すること。
- ・ システムが円滑かつ安定的に稼働する運用設計を行うこと。
- ・ 運用設計書の目次、構成、詳細な内容等は、本県と協議し確定すること。
- ・ 上記の記載を踏まえた上で、システム稼働後の効率的な運用・保守に資する提案を1つ以上企画提案書に記載すること。

(7) 環境構築・単体テスト

- ・ 詳細設計に基づき、本基盤の構築を実施すること。また、テスト計画に基づき、単体テストを行うこと。
- ・ ソフトウェアのインストール及び設定作業を行い、正常に動作することを確認すること。なお、単体テストとしての動作確認に使用するテストデータ等に関しては、受託者が準備しテストを行うこと。テスト完了後は速やかにテストデータ削除等の作業を実施すること。動作確認までに発生した各ソフトウェアの修正パッチは、必要に応じて随時適用すること。
- ・ ウイルス対策ソフトのパターンファイルを含むアップデートは、自動で行う設定とすること。
- ・ オンプレミス環境のシステム監視機能は、ソフトウェアベンダのセットアップサービスを利用して構築すること。
- ・ オンプレミス環境のシステム監視機能について、VMwareに特化した管理用のレポートを作成可能なように設定を行うこと。レポートの内容については第2期基盤運用・保守事業者と調整すること。
- ・ 第2期基盤に対し、実機環境の現行調査を実施すること。実施に当たり、第2期基盤の実機環境から設定情報を採取する必要があると想定されるが、当該作業については第2期基盤運用・保守事業者による操作を前提とする。当該作業に係る第2期基盤運用・保守事業者の作業手番を最小限とするために最大限尽力し、必要な情報採取ツールの作成・動作検証や作業手順書の作成を実施した上で、第2期基盤運用・保守事業者に作業依頼すること。なお、第2期基盤に係る実施設計書等のドキュメントに関しては、受託者にのみ閲覧を許可する。
- ・ 詳細設計書を元に本調達機器の設定を行い、動作確認を行うこと。
- ・ 本調達機器の構築作業は、本県庁舎外の一次構築場所での事前構築を必須とする。ただし、本県の要求するセキュリティ要件を満たすこと。

- ・ 一次構築場所について、住所・電話番号・構築者名等を記載し契約後10日以内に書面にて本県に提出すること。また、一次構築場所は日本国内とし必要に応じ本県職員の立ち入り検査等が可能であること。
- ・ 構築等に必要となる全てのものについては、受託者にて準備しその費用も本調達に含めること。
- ・ 構築作業の想定作業項目と本県及び受託者との作業分担を「表 3-1 パブリッククラウド環境構築に向けた構築機能及び役割分担」、「表 3-2 オンプレミス環境構築に向けた構築機能及び役割分担」に示す。想定作業項目については、受託者と本県が協議し詳細を決定することとする。なお、各役割分担表中の記号の意味は以下のとおりとする。
 - ◎：主体者（当該作業の主体者（実務上の主たる責任を負う者））
 - ●：確認者（作業内容を確認する者）
 - ■：承認者（作業の結果を承認する者）
 - △：支援者（作業を支援する者）

表 3-1 パブリッククラウド環境構築に向けた構築機能及び役割分担

項番	構築機能名	基盤担当職員	受託者	業務システム担当職員 (担当職員、構築・運用事業者)	栃木県セキュリティクラウド (担当職員、構築・運用事業者)	マロニエ[2]ネットワークシステム (担当職員、構築・運用事業者)	個人番号利用事務認証システム (担当職員、構築・運用事業者)	庁内LAN管理者 (担当職員、構築・運用事業者)
1	パブリッククラウド環境全体管理	■	◎●					
2	仮想マシン	■	◎●	△				
3	ストレージ	■	◎●					
4	データベース	■	◎●	△				
5	名前解決	■	◎●			△	△	
6	時刻同期	■	◎●					
7	プロキシ	■	◎●					
8	ネットワーク	■	◎●		△			△
9	ファイアウォール	■	◎●					
10	ロードバランサ	■	◎●	△				

11	認証・アカウント管理	■	◎●					
12	暗号化管理	■	◎●					
13	ウイルス対策	■	◎●					
14	クラウド内脅威分析	■	◎●					
15	コスト管理	■	◎●					
16	バックアップ・リストア	■	◎●	△				
17	性能情報収集	■	◎●					
18	システム監視	■	◎●	△				
19	マネージドサービス監視	■	◎●					
20	ログ管理	■	◎●					
21	クラウド API 操作証跡取得	■	◎●					
22	構成情報管理	■	◎●					
23	パッチ適用管理	■	◎●					
24	ジョブ管理	■	◎●					
25	リモート接続	■	◎●					
26	運用保守端末	■	◎●					

・ ◎：主体者、●：確認者、■：承認者、△：支援者

表 3-2 オンプレミス環境構築に向けた構築機能及び役割分担

項番	構築機能名	基盤担当職員	受託者	業務システム担当職員 (担当職員、構築・運用事業者)	栃木県セキュリティクラウド (担当職員、構築・運用事業者)	マロニエ21 ネットシステム (担当職員、構築・運用事業者)	個人番号利用事務認証システム (担当職員、構築・運用事業者)	庁内 LAN 管理者 (担当職員、構築・運用事業者)
1	仮想サーバ (仮想マシン)	■	◎●	△				
2	共有ストレージ	■	◎●					
3	データベース	■	◎●	△				
4	名前解決	■	◎●					
5	時刻同期	■	◎●			△	△	
6	プロキシ	■	◎●			△	△	
7	ネットワーク	■	◎●		△			△
8	ファイアウォール	■	◎●					

9	ロードバランサ	■	◎●	△				
10	認証・アカウント管理	■	◎●					
11	ウイルス対策	■	◎●			△		
12	バックアップ・リストア	■	◎●	△				
13	性能情報収集	■	◎●					
14	システム監視	■	◎●	△				
15	ログ管理	■	◎●					
16	パッチ適用管理	■	◎●					
17	ジョブ管理	■	◎●					
18	リモート接続	■	◎●					
19	電源管理	■	◎●					
20	運用保守端末	■	◎●					

- ◎：主体者、●：確認者、■：承認者、△：支援者

- 単体テストを行うに当たっては、単体テスト仕様書を作成し、それに基づき次の作業を行うこと。
 - 単体テスト実行環境の定義及び設定
 - 単体テストケースの作成
 - 単体テストデータの作成
 - 単体テストの実施
 - 単体テスト結果報告書の作成
 - 本県への単体テスト結果の報告
- 単体テストの結果は単体テスト結果報告書として取りまとめ、本県に報告すること。なお、本県からの要請があった場合には、テスト実施結果が分かる資料を提示すること（テスト結果の証明等を想定している。）。また、本県が品質を満たしていないと判断する場合には、関連するテスト項目等について、再度、テストを行うこと。
- 本調達機器の設定及び環境構築の作業完了後、動作確認試験を実施し、すべてのハードウェア、ソフトウェアについての正常な動作を確認すること。
- 単体テストにて、本県庁のネットワーク（県庁LAN等）へ接続する場合には、本県の担当と協力しテストを行い、本県内の業務等に影響がないように十分注意し実施すること。
- 単体テストにて、不具合が発生した場合には、本県へ報告するとともに、原因の究明を行い、不具合がなくなるまでテストを実施すること。
- 単体テストが完了し不要となったテストデータは確実に削除すること。

(8) 結合テスト

- ・ 結合テストでは、基盤方式設計の内容を基に受託者が構築したパブリッククラウド環境（AWS）及びオンプレミス環境上でテストを行い、その結果、実施設計書等に記載した想定どおりの動作をすることを確認すること。
また、この工程で、県庁内の共通インフラ機能を提供する栃木県セキュリティクラウド、マロニエ21ネットシステム、個人番号利用事務認証システム、庁内LAN等との連携テストを行い、インフラ機能が問題なく動作することを確認すること。
- ・ 結合テストにて、不具合が発生した場合には、クラウド事業者等への問合せを実施する等、問題解決に向け主体的に対応を行うこと。また、総合テストは、結合テストで品質確認を完了した環境で実施するため、総合テストに影響を与えないような作業計画とすること。
- ・ 本基盤において、インターネット公開を伴う構成の業務システムをインターネットに公開する際は、公開前に政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁 DS-221）に示される「プラットフォーム診断」を踏まえ、情報セキュリティ確保及びリスク低減を目的とした脆弱性診断を必須作業として実施すること。なお、脆弱性診断に必要な体制及び手段は、受託者が用意すること。
- ・ 当該プラットフォーム診断の対象は、受託者が設計及び構築を担当し、かつセキュリティ設定に関する責任を負う範囲のサーバ、ネットワーク機器、クラウド基盤設定等とし、インターネットから到達可能なグローバル IP アドレスを有する構成要素も含めること。
- ・ プラットフォーム診断（内部診断・オンサイト診断）は、本番環境において、インターネット公開前に実施するものとする。なお、当該診断が完了し、検出された脆弱性への対応方針が整理されるまでの間は、対象となる機器又はサービスをインターネットに公開してはならない。
- ・ 結合テストにおける本県及び受託者との作業分担を「表 3-3 パブリッククラウド環境の結合テストにおける役割分担」、「表 3-4 オンプレミス環境の結合テストにおける役割分担」に示す。想定作業項目については、受託者と本県が協議し詳細を決定することとする。

表 3-3 パブリッククラウド環境の結合テストにおける役割分担

項番	構築機能名	基盤担当職員	受託者	業務システム担当職員 (担当職員、構築・運用事業者)	栃木県セキュリティクラウド (担当職員、構築・運用事業者)	マロニエ21 ネットシステム (担当職員、構築・運用事業者)	個人番号利用事務認証システム (担当職員、構築・運用事業者)	庁内LAN管理者 (担当職員、構築・運用事業者)
1	パブリッククラウド 環境全体管理	■	◎●					
2	仮想マシン	■	◎●	◎● ■				
3	ストレージ	■	◎●					
4	データベース	■	◎●	◎● ■				
5	名前解決	■	◎●			△	△	
6	時刻同期	■	◎●					
7	プロキシ	■	◎●					
8	ネットワーク	■	◎●		△			△
9	ファイアウォール	■	◎●					
10	ロードバランサ	■	◎●	◎● ■				
11	認証・アカウント管理	■	◎●					
12	暗号化管理	■	◎●					
13	ウイルス対策	■	◎●					
14	クラウド内脅威分析	■	◎●					
15	コスト管理	■	◎●					
16	バックアップ・リストア	■	◎●	◎● ■				
17	性能情報収集	■	◎●					
18	システム監視	■	◎●	◎● ■				
19	マネージドサービス 監視	■	◎●					
20	ログ管理	■	◎●					
21	クラウド API 操作証 跡取得	■	◎●					
22	構成情報管理	■	◎●					
23	パッチ適用管理	■	◎●					
24	ジョブ管理	■	◎●					
25	リモート接続	■	◎●					

26	運用保守端末	■	◎●				
----	--------	---	----	--	--	--	--

- ◎：主体者、●：確認者、■：承認者、△：支援者

表 3-4 オンプレミス環境の結合テストにおける役割分担

項番	構築機能名	基盤担当職員	受託者	業務システム担当職員 (担当職員、構築・運用事業者)	栃木県セキュリティクラウド (担当職員、構築・運用事業者)	マロニエ21 ネットシステム (担当職員、構築・運用事業者)	個人番号利用事務認証システム (担当職員、構築・運用事業者)	庁内LAN管理者 (担当職員、構築・運用事業者)
1	仮想サーバ（仮想マシン）	■	◎●	◎● ■				
2	共有ストレージ	■	◎●					
3	データベース	■	◎●	◎● ■				
4	名前解決	■	◎●					
5	時刻同期	■	◎●			△	△	
6	プロキシ	■	◎●			△	△	
7	ネットワーク	■	◎●		△			△
8	ファイアウォール	■	◎●					
9	ロードバランサ	■	◎●	◎● ■				
10	認証・アカウント管理	■	◎●					
11	ウイルス対策	■	◎●					
12	バックアップ・リストア	■	◎●	◎● ■				
13	性能情報収集	■	◎●					
14	システム監視	■	◎●	◎● ■				
15	ログ管理	■	◎●					
16	バッチ適用管理	■	◎●					
17	ジョブ管理	■	◎●					
18	リモート接続	■	◎●					
19	電源管理	■	◎●					
20	運用保守端末	■	◎●					

- ◎：主体者、●：確認者、■：承認者、△：支援者

(9) 総合テスト

- ・ システム全体としてテストし、要件どおりに機能するか稼働確認を行うこと。そのため、基本的に全ての外部システムと連動可能な環境・状態にて総合テストを実施することになる。関係者が多いことから、受託者が主体となって関係者との調整を実施するなど、総合テストを推進すること。
- ・ 実施設計書に対する全ての確認は、この工程で完結すること。また、運用開始後の基盤業務及びシステム運用に問題がないことを本番同様の運用を通して確認することを目的に、運用ライフサイクルを意識した一連のテストシナリオ（例：保管期間を終了したログが削除される等の確認）を作成し、テストを実施すること。併せて、結合テストから各テスト観点にて実施する外部システムとのインフラ機能連携テストについても、この工程で完了させること。なお、総合テストでは、機能面の確認だけではなく、性能テスト、障害回復テスト等、非機能要件面での仕様を満たしていることを確認するテストも実施すること。
- ・ 不具合及び想定外の結果となった場合は、速やかに原因調査及び対応を行い、スケジュールに遅延が生じないように対応すること。性能や負荷に係るテストにおいて十分な性能を確保できない場合は、性能改善計画書を作成し、本県と協議の上、速やかに性能改善に取り組むこと。
- ・ 総合テストの開始までに、以下の項目の実施時期を定める総合テスト実施計画を作成し、それに基づき次の作業を行うこと。
 - 総合テスト実行環境の定義及び設定（本番環境）
 - 総合テスト仕様書（テストシナリオ、テストケース等）の作成
 - 総合テストデータの作成
 - 総合テストの実施
 - 総合テスト結果の本県によるレビュー及び本県へのテスト結果説明
 - 総合テストの結果報告書の作成
 - 本県への総合テスト結果の報告
- ・ 総合テスト仕様書の作成に当たっては、誤ったプログラム処理が組み込まれないよう、想定される不具合を分析した上でテストケースを作成すること。
- ・ 総合テスト完了までに、必要な体制及び手段を確保した上で、インターネット公開された業務システムに対し、プラットフォーム診断（外部診断・リモート診断）を実施すること。

- ・ 総合テストの結果は本県によりレビューを行う予定である。したがって、本県が確認できるレベルでテスト結果を取りまとめ、本県が求めた場合はテスト結果の説明を行うこと。
- ・ 本県が品質を満たしていないと判断する場合には、関連するテスト項目等について、再度テストを行うこと。
- ・ 総合テストが完了し不要となったテストデータは確実に削除すること。

(10) 受入テスト

- ・ 総合テスト完了後、本基盤の基盤提供業務について、本県による受入テストを実施する。
 なお、受入テスト等の結果、機能要件や非機能要件を満たしていない場合、又は、不具合等が発生した場合には、速やかに改善計画を作成し、本県と協議の上、改善に取り組むこと。
- ・ 受入テスト期間は、本県からの問合せに対して受託者が対応できるサポート窓口を設置し、システムに係る質問、不具合連絡等を受け付けること。
- ・ 受け付けた内容及び対応状況について、一覧表で記録・管理し、適宜、本県に報告すること。また、マニュアルへの反映要否の検討を行うこと。
- ・ サービス開始に耐え得るかについて本県が確認するため、本県による受入テストの実施を支援すること。具体的には、受入テスト計画、テストシナリオの作成支援、テストデータの作成、テスト環境の整備及びテストの実行支援を行うこと。
- ・ 受入テストの開始までに、受入テスト計画書（案）（実施体制、役割及びスケジュールを含む）、基盤担当者向けマニュアル、業務システム管理者向け利用ガイドライン及び業務システム管理者向け利用マニュアルを作成すること。本県がレビューし承認した上で受入テスト実施計画として確定する。
- ・ 受入テストを行うに当たっては、受入テスト仕様書兼結果報告書（案）を作成し、本県の承認を得ること。受入テスト仕様書兼結果報告書（案）については、本県でレビューした上で、受入テストの手順及び結果記録として利用することを想定している。
 なお、受入テスト実行環境、テストデータ等についても受入テスト実施計画書（案）に記載すること。本県による受入テストの実施のための受入テスト環境の構築として、次の作業を行うこと。
 - 受入テスト実行環境の定義及び設定
 - 受入テストデータの作成
- ・ 受入テスト仕様書、受入テスト手順書に基づく、本県による受入テスト実施のための支援として、次の作業を行うこと。

- 受入テスト実施現場への立ち合い（必要な場合のみ）
- 受入テスト実施者への助言
- 受入テスト実施者からの問合せ対応
- 再テストを実施する場合の環境作成
- 受入テスト結果（利用部門・関係部門の承認状況を含む）の取りまとめ（受託者の取りまとめ結果を基に、本県が受入テスト結果報告書を作成することを想定している。）
- ・ 受入テストが完了し不要となったテストデータは確実に削除すること。

(11) 移行

- ・ データの移行漏れを防止するため、データ移行時には本稼働中の第2期基盤を停止する必要がある。業務停止に当たっては、基盤担当職員に対して移行に係る時間や制約条件等を報告し、事前に十分な調整を行うこと。
- ・ 本基盤の要件等に伴い、移行対象データの作成や加工が必要な場合においては、第2期基盤運用・保守事業者と協力し、調整の上で、確実に実施すること。
- ・ 第2期基盤上の各業務システムの移行時期については、令和9（2027）年7月頃～令和9（2027）年10月を想定する。具体的な移行時期については、本基盤の設計・開発着手後に別途定める。
- ・ 本番環境への移行作業は、システム停止を伴うことから、システム運用時間外の土日祝日に実施する予定である。移行作業中に障害が発生する場合も想定し、連絡体制・現場対応体制を確保すること。
- ・ 移行等に関しての計画をまとめた移行計画書を作成し、基盤担当職員の承認を得ること。
- ・ 移行対象データを分析し、データ・クレンジング等の加工作業が必要であるか確認の上、結果について基盤担当職員に報告すること。
- ・ 移行計画書を踏まえ、移行設計書を作成の上、基盤担当職員の承認を得ること。また、各業務システムが本基盤を利用するために必要となる準備事項について、提案や支援を行うこと。
- ・ システム移行、データ移行のリハーサルを実施すること。
- ・ 基盤担当職員が移行判定を行うため、必要な期間を確保した上で基盤担当職員に移行判定の依頼を行うこと。
- ・ 移行リハーサル、本番移行の実施結果を移行結果報告書として取りまとめ、基盤担当職員の承認を得ること。

- ・ 本基盤へ切り替えても業務に支障が生じないことを基盤担当職員が判断するために必要となる資料を提出すること。

(12) 工事

- ・ 本導入機器のラック構成やネットワーク構成については、本県及び第2期基盤運用・保守事業者と協議して設計し、本県及び第2期基盤運用・保守事業者と協力して作業を行うこと。
- ・ 本調達機器は本県の指示する場所に搬入し設置すること。
- ・ 梱包箱等不要なものは速やかに持ち帰り適切に処分すること。
なお、運用開始日前に当該機器の設置場所に変更が生じた場合は、本県の指示に従って移設等を行うこと。その費用も本調達に含めること。
- ・ 本調達機器を本県庁のネットワーク（庁内LAN等）に接続するためのLANケーブル等の敷設が必要な場合には工事を実施すること。
- ・ 本調達機器にて必要な電源（コンセント）の工事が必要な場合には実施すること。工事方法・内容に関しては、本県の指示に従うこと。
- ・ 本調達に係る作業において、稼働中のシステムに影響を与えた場合は、本県に報告し本県の指示のもと受託者の責任と負担において対処すること。
- ・ 本調達機器の導入のために機器等の追加が必要な場合は、受託者の負担において準備し、作業終了後に撤去すること。
ただし、機器の接続や設置場所、利用目的等を書面にて本県へ提出し本県の承認を得ること。
- ・ 本業務の実施に伴い、本調達機器の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施に当たって、本県の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に本県に申請しその承諾を得なければならない（緊急の場合を除く。）。その場合、作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、安全の徹底を図り作業をすること。
- ・ 既設建物（特に室内装飾）を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受託者の責めに帰する事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受託者の負担とする。
- ・ 本調達機器には、各機器の機能や型番を照合できるようなラベルを付けること。使用するラベルや記載内容の詳細については、受託者と本県が協議し決定すること。
- ・ 本調達機器の各機器の機能、型番、設置位置、ならびに電源容量、系統、接続先を照合できるようなラック搭載図兼電源接続図及び物理ネットワークの結線先を照合できるような物理ネットワーク結線図を参照の上、作業を行うこと。

- ・ 機器等の接続ケーブル及び各種ネットワークケーブルには、接続先等が分かるようラベルを付けること。使用するラベルや記載内容の詳細については、受託者と本県が協議し決定すること。
- ・ 賃貸借期間終了後、速やかに賃貸借機器を撤去すること。
- ・ 賃貸借期間終了後の機器撤去時点で必要とする時点におけるルールに従って行うこと。本調達後のルール変更に伴い、ルールに適合する対応が困難となった場合には、本県と協議すること。なお、現時点では、データが保存されている機器は、本県職員立ち合いのもと、物理的又は磁氣的に破壊した後、データ消去証明書を提出することとしている。
- ・ オンプレミス環境における機器の搬出費用及びデータ消去費用等についても本調達に含めること。

4 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

- ・ 本県が想定する作業の実施体制を「図 4-1 本プロジェクトの実施体制」に示す。なお、より効果的と考えられる要員構成の提案も受入可とする。各関係者と協働し、本プロジェクトを完遂すること。

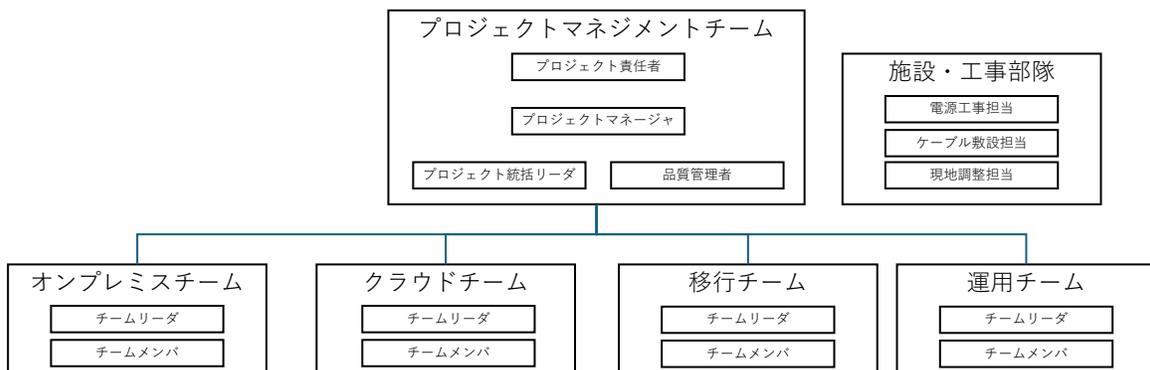


図 4-1 本プロジェクトの実施体制

(2) 受託者の体制

- ・ 本県が想定する構築段階における受託者の作業体制及び要員の要件を以下に記載する。なお、受託者の情報セキュリティ対策の管理体制については、以下の体制とは別に作成すること。

- 各チームについては、構築スケジュール上で必要な時期に立ち上げることを可能とするが、プロジェクトマネジメントチーム、オンプレミスチーム、クラウドチーム、移行チーム及び運用チームについては構築段階を通じて常設すること。また、各チーム体制については、チームリーダー及びチームメンバを明確にし、本県に届け出ること。
- 各チーム間での要員の兼務を可能とするが、当該チームの業務量を勘案し必要となる人数を配置するなど、確実に業務が遂行できる体制とすること。
- 要員の変更に当たっては、事前に必ず本県の上承を得るとともに、変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であることを担保すること。
- 本業務の実施及びプロジェクトを推進する上で受託者側の作業体制に問題があると本県が判断した場合は、作業体制の改善要請を行う場合がある。その場合、本県と協議の上、速やかに作業体制の改善又は問題解決の対策について本県の上承を得て、実施すること。
- 資格要件に関しては、体制に参画する要員の合格証書等の写し等、資格を証明できる書類を提出すること。

ア プロジェクト責任者

- 役割
 - 本業務の遂行に当たり、受託者の代表として責任を持つ。
 - 本業務を遂行する主たる組織・部門の長を想定する。
- 条件
 - 本県からの要求事項に対して、事業者として迅速に判断ができる立場にあること。
 - 設計開発業務の開始から本基盤の稼働までの間は、担当の変更はしないこと。ただし、やむを得ない事情により、本県の上承を得たものについては、この限りでない。
 - 情報システムの導入に係る業務の経験を5年以上有するとともに、過去5年以内に自治体におけるインフラシステムの案件管理・導入業務のプロジェクト責任者としての経験を有すること。

イ プロジェクトマネージャ

- 役割
 - 本業務の計画及び実施について各チームへの作業分担及び作業状況・結果の取りまとめを行い、プロジェクト全体に関する管理を行う。

- プロジェクト全体に係る案件に対して、本県との対応窓口を担う。品質管理者と協働してプロジェクトマネジメントを実施する。
- プロジェクト全体に係る本県への各種報告を行う。

- ・ 条件

- 情報システムの設計・開発業務の経験及びその中でプロジェクトマネージャ（業務遂行責任者）として従事した経験を5年以上有していること。
- 過去に当県と同等以上の自治体・政府機関のプロジェクトにおいて、インフラ基盤、クラウド基盤等のシステムの管理・マネジメント経験を有していること。
- 24時間365日稼働するシステムの管理・マネジメント経験を有していることが望ましい。
- 本基盤と同等の情報セキュリティが求められるシステムの管理・マネジメント経験を有していることが望ましい。
- 地方公共団体が利用するシステムの管理・マネジメント、構築や運用・保守の経験を有することが望ましい。
- プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するPMP（Project Management - Professional）又は「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャのいずれかの資格を有していること。
- AWS Certified Cloud Practitioner、AWS Certified Solutions Architect - Associate又はAWS Certified Solutions Architect - Professionalの資格を有すること。
- その他、情報処理技術試験における資格や、Azure Fundamentals等のクラウドサービスに係る資格を有することが望ましい。

ウ プロジェクト統括リーダー

- ・ 役割

- 本業務の計画及び実施について各チームへの作業分担及び作業状況・結果の取りまとめを行い、プロジェクト全体に関する管理を行う。
- プロジェクト全体に係る案件に対して、プロジェクトマネージャと共に本県との対応窓口を担う。品質管理者と協働してプロジェクトマネジメントを実施する。
- プロジェクト全体に係る本県への各種報告を行う。

- ・ 条件

- 設計・開発期間（契約開始日～令和9（2027）年11月30日）における他のプロジェクトの兼務は不可とする。また、他チームのリーダーや担当者との兼務は不可と

する。ただし、やむを得ない事情により、本県の承諾を得たものについては、この限りでない。

- 情報システムの設計・開発業務の経験及びその中でプロジェクトマネージャ、又はプロジェクトリーダーとして従事した経験を5年以上有していること。
- 過去に当県と同等以上の自治体・政府機関のプロジェクトにおいて、インフラ基盤、クラウド基盤等のシステムの管理・マネジメント経験を有していること。
- 24時間365日稼働するシステムの管理・マネジメント経験を有していることが望ましい。
- 本基盤と同等の情報セキュリティが求められるシステムの管理・マネジメント経験を有していることが望ましい。
- 本基盤と同等以上のパブリッククラウド環境及び、オンプレミス環境のシステムの構築や運用・保守の経験を有すること。
- 過去に全国的な情報提供、関係者との調整を伴う全国地方公共団体等と接続するシステムの構築経験を有しており、その経験に基づき、積極的な提案・検討が可能であることが望ましい。
- 一般利用者向けWebサイトやECサイト等、利用者を特定しないWebシステム、利用者のユーザビリティを重視するWebシステムの構築経験を有することが望ましい。
- プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するPMP（Project Management - Professional）又は「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャのいずれかの資格を有していることが望ましい。
- AWS Certified Cloud Practitioner、AWS Certified Solutions Architect - Associate又はAWS Certified Solutions Architect - Professionalの資格を有すること。
- 構築業務の開始から本基盤の稼働までの間は、担当の変更はしないこと。ただし、やむを得ない事情により、本県の承諾を得たものについては、この限りでない。

エ 各チームリーダー（オンプレミス、クラウド、移行、運用）

・ 役割

- チーム内のメンバ管理・進捗・課題・問題等に対して、マネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。

- 他チームと連携し、本業務がスムーズに推進されるよう調整を行う。
- 仕様調整や状況報告等、本県との窓口を担当する。また、他ステークホルダーとの調整を主体的に行う。
- 本業務の計画及び実施について、自チームの作業分担及び作業状況を把握し、その結果の取りまとめを行い、プロジェクトマネージャ及びプロジェクト統括リーダーへ報告を行う。

- ・ 条件

- 本基盤で採用する技術と同等の技術を要する情報システムの設計・開発業務の経験及びその中でチームリーダーとして従事した経験を2年以上有していること。
- システムの導入・パラメータ設定・性能等に関する見識・スキル・経験を有すること。
- オンプレミス及びパブリッククラウドに関する専門知識と評価、改善技術を理解した上で、本基盤の構築において最適なシステム構成の設計・構築・運用ができる能力を有すること。
- 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の応用情報技術者以上、AWSクラウドサービスの初級認定資格以上を取得していることが望ましい。
- チーム内のメンバ管理・進捗・課題・問題等に対して、マネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進することができること。
- 他チームと連携し、本業務がスムーズに推進されるよう調整を行うことができること。

オ 品質管理者

- ・ 役割

- 本業務の品質について各チームからの報告状況を第三者として確認し、品質に関する問題が発生していないかを定期的に確認する。
- 品質に関して課題が発見された場合、プロジェクトマネージャ及びプロジェクト統括リーダーへ報告し、品質改善に関する支援を実施、プロジェクト全体に関する品質管理を行う。
- 基本設計工程、詳細設計工程、開発工程、運用等の次工程に工程が移行する際に情報セキュリティ面、品質面からの内部点検を行う。

- ・ 条件

- プロジェクトマネージャと独立して配置すること。
- 情報システムの設計・開発業務の品質管理者として従事した経験を有していること。
- 本基盤と同等の情報セキュリティが求められるシステムの管理・マネジメント経験を有していることが望ましい。
- 地方公共団体が利用するシステムの管理・マネジメント、構築や運用・保守の経験を有することが望ましい。
- 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施されるシステム監査技術者又は公認情報システム監査人（CISA）の資格を有していること。

カ その他、作業実施体制に求める条件

- ・ プロジェクト実施体制に、情報処理安全確保支援士の資格を有する者を参画させること。
- ・ クラウドチームにAWS Certified Solutions Architect – Professionalの資格を有する者を参画させること。

(3) 作業の管理に関する要領

ア 作業実施計画の作成

- ・ 本業務を計画的に推進するための実施項目単位ごとの業務概要、業務範囲、実現目標、体制、スケジュール等を記載した「作業実施計画書」を作成するものとする。
- ・ 作業実施計画書は、本業務の受託期間（契約開始日～令和9（2027）年11月30日）について1式策定すること。
- ・ 当該計画書の作成に当たっては、本県と十分に協議を行い、承認を得ること。また、作業実施計画書を変更する必要がある場合も同様とする。
- ・ 作業実施計画書に「表 4-1 作業実施計画書記載項目」に掲げる項目を記載すること。

表 4-1 作業実施計画書記載項目

項番	記載項目名	記載項目概要
1	プロジェクト管理全般	プロジェクト概要・目的、適用するプロジェクト管理方法／作業標準、プロジェクト体制及び役割分担、プロジェクト期間・主要マイルストーン

2	スコープ管理	システム化の対象範囲、作業対象外事項、制約条件及び前提条件、工程定義、工程のインプット、成果物一覧、WBS（作業分解構成）、要件・仕様凍結の合意方法、要件・仕様変更管理方法
3	スケジュール管理	マスタスケジュール、中期／詳細スケジュール、進捗実績の把握方法、進捗管理手順、工程完了判定基準、出荷判定方法、本番移行・展開計画、本稼働判定方法、プロジェクト終結条件
4	品質管理	品質目標、レビュー計画、テスト計画、品質管理単位、品質指標、品質管理項目、レビュー記録管理方法、テスト障害管理方法、品質分析・評価・是正対策、第三者検証の実施有無、トレーサビリティ管理
5	要員管理	体制図、担務表（役割・責任分担）、発注者部門の役割定義
6	コミュニケーション管理	会議体（定例会・報告会等）、Q&A 管理方法、仕様変更管理方法、障害管理方法、課題管理方法、連絡調整・情報共有方法、エスカレーションルール
7	構成管理	管理対象資産の定義、資産別・工程別の管理方法、管理対象資産の格納先、構成管理手順
8	リスク管理	リスク対応計画、リスク管理方法
9	情報セキュリティ管理	情報セキュリティに関する個別要求事項、機器・媒体の管理、情報の管理、作業場所の管理、ネットワークの管理、緊急時の連絡体制

イ 各工程の実施計画の策定

- 遅くとも各工程に着手する2週間前から、工程の作業内容、受託者の役割、本県の役割、スケジュール、成果物の内容を対象に本県と認識合わせを行うこと。また、その結果を踏まえ、各工程の着手前に計画書を作成し、本県に説明の上、承認を得ること。本県の役割の設定に当たっては、本県のスキルセットを十分に踏まえたものとする。また、各工程における工程完了基準及び工程完了判定会議を設定の上、県から次工程着手承認を得るプロセスを組み込むこと。

ウ 進捗管理方法

- ・ 作業実施計画書に記載したスケジュールについて、直近2ヶ月程度について、5日程度のワークパッケージまで詳細化したWBSを策定すること。また、ワークパッケージ毎に、アウトプット、本県と受託者の役割分担を明確にした上で進捗を管理すること。

エ 品質管理方法

- ・ 作業実施計画書にて定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。各工程の品質基準については本県と協議の上決定すること。
- ・ 品質管理のプロセス等を品質管理担当が保証するための品質保証の方法についても、作業実施計画書及び各テストの計画書に定義し実行すること。
- ・ 各工程完了時には、品質管理部門及び情報セキュリティ部門において、必要な品質評価及び情報セキュリティ対策評価を行い本県に説明の上、承認を得ること。

オ 課題管理方法

- ・ 本プロジェクトで発生する課題については、課題管理表で管理すること。課題管理表には、課題分類、課題番号、期限、現時点の対応者を明記し、週次で棚卸を実施し、残課題が明確になるように管理すること。また、課題解決の担当者が、受託者、本県、外部システム関係者のいずれかにかかわらず、受託者にて本プロジェクト全体の課題を管理すること。

カ リスク管理方法

- ・ 本プロジェクトで想定されるリスクについては、リスク管理表で管理すること。リスク管理表には、リスク事象、影響、影響度、リスク発生確率、予防策、リスク対応策、対応期限等を明記すること。定期的に棚卸を実施し、リスクの状況が明確になるように管理すること。リスクが顕在化した場合は、速やかに本県に報告するとともに、課題管理に移管し対策を行うこと。また、リスクオーナーが受託者、本県のいずれかにかかわらず、受託者にてプロジェクト全体のリスクを管理すること。

キ 構成管理・仕様変更管理方法

- ・ 本基盤を構成する資産の情報を常に最新状態に維持し、本基盤の変更作業の実施における影響範囲の特定や障害発生時における影響分析、原因分析等の様々な場面で活用

できるよう構成管理を行うこと。構成管理に当たっては、構成管理対象の変更について、履歴の確認が可能な仕組みを確立すること。

- ・ 仕様確定後に構成管理対象に変更を必要とする事情が生じ、スケジュール、コスト、契約内容等に影響を及ぼすことが明らかになった場合（仕様変更）に関して、変更管理や変更実施手順等をプロジェクト計画に明記すること。変更要求等への対応方針については、変更管理会議を開催し、受託者と本県で協議した上で決定する。なお、本プロジェクトにおいては、基本設計工程完了承認をもって仕様を確定する。

ク 情報セキュリティ管理

- ・ 本仕様書「5(1)遵守する法令」及び「5(2)セキュリティ設計、開発等」に沿って、プロジェクト管理を行うこと。

ケ 会議開催

- ・ 本業務の遂行に必要となる各種会議体を提案し、設定すること。なお、本業務の実施状況を受託者から県へ報告するための月次定例報告会の設定については必須とし、必要な時点における外部システムに対する説明会の開催を想定すること。
- ・ 各種会議体の会議終了後5営業日以内に議事録を作成し、本県の承認を得るものとする。なお、会議においてシステムの仕様等に関する重要な合意がなされた場合は、本県との認識齟齬を防ぐ目的で3営業日以内に合意内容に関し文書化し、その合意内容に関して本県の上承を得るものとする。
- ・ 外部システムに関連する課題が発生した場合等、予め設定した会議体以外の会議が必要な場合は、その目的や必要な参加者等を明らかにし、本県と協議すること。その場合は、本県が承認した上で本県が参加者を招集する。会議資料の作成や進行等の運営は受託者が行うこと。会議資料や議事録の取扱いについては上述と同様とする。
- ・ 外部システムに関係する会議等、関係者との連携・調整のために本県が必要と認める会議には、参加すること。
- ・ 仕様や要件の確認・調整に関しては、調整資料や報告資料を作成し、いずれかの会議体において本県の承認を得ること。電話や口頭で本県と本基盤の設計等の内容について調整を行った結果を議事録又は課題管理表等へ記録し、本県に報告すること。口頭での確認のみを根拠とした受託者側の主張は認めない。

コ 連絡調整、情報共有方法

- ・ 本業務専用に、大量データの安全かつ確実な連携やスケジュール調整、情報共有を図り開発業務、保守運用業務の効率化を図るためのプロジェクト管理ツールを受託者の負担にて整備・運用すること。なお、本県と受託者間におけるデータの授受については、現時点では、本県のセキュリティルールに基づきメール添付で実施することとし、受託者側で用意したプロジェクト管理ツールに本県の担当職員が外部メンバとして参加できないことに留意すること。

サ 各管理状況に関する報告

- ・ 前述した月次定例報告会においては、進捗、品質等の各管理項目の状況について報告すること。特に、進捗管理、品質管理については、それぞれ定量的な（数値での）報告を必須とする。管理項目ごとの管理指標（進捗管理に当たっては、設計書の機能数、テスト項目数等、品質管理に当たっては、指摘数、エラー件数等を想定している。）、報告方法等については、各工程の計画において明らかにし、本県に対して説明した上で承認を得ること。
- ・ 各管理対象若しくは各管理の内容に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正計画を報告し実行すること。是正が完了するまでの間は、是正計画の実行状況を報告すること。是正完了後は、再発防止策を報告し、本県の承認を得た上で実行すること。

シ 実績報告

- ・ 各年度の業務完了後、速やかに以下の内容について記載した実績報告書を提出すること。
 - 各業務の名称
 - 委託料（当該報告対象期間における出来高）
 - 各業務の履行期間
 - 各業務の完了年月日
 - 当該年度に実施した業務
 - 各業務の成果品
 （各年度における業務期間）
 - 令和 8 (2026)年度：契約締結の日から令和 9 (2027)年 3 月 31 日
 - 令和 9 (2027)年度：令和 9 (2027)年 4 月 1 日から令和 9 (2027)年 11 月 30 日
- ・ 本県は提出された実績報告書の内容を検査し、当該年度の業務が適切に履行されたと認められた場合には、当該年度分の費用を受託者に支払うものとする。

(4) 作業場所

ア 設計・開発期間中の作業場所

- システム設計・開発に関する打ち合わせ、レビュー及び進捗報告会議等については、原則として本県が提供する会議室で行うこと。なお、本県の会議室が確保できない場合は、会議場所の確保に協力すること。Web 会議を活用することも可能とするが、重要な意思決定の局面等においては、対面での会議開催を基本とする。
- システム開発に係る作業は、特に本県から指示のない限り受託者の事業所又はそれに付随する場所で行うこととし、本県の求めるセキュリティ要件を満たすこと。また、日本国内であること。当該作業場所に要する費用については、入札価格に含めるものとする。
- 本調達に使用する機器は、一次構築場所で行うこと。なお、一次構築場所についても日本国内とし、必要に応じ本県職員の立ち入り検査等が可能な上、本県の求めるセキュリティ要件を満たすこと。

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 遵守する法令等

ア 本業務の実施に当たっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）等の関係法規を遵守すること。

イ 本業務の実施に当たっては、次に掲げる本県の規程等に適合するよう作業を行うこと。なお、契約期間中に次に掲げるこれらの規程が改定された場合には、原則として改定後の当該規程に従うこととするが、必要に応じて本県と受託者との間で協議の上、対応方針を定めることとする。

(ア) 栃木県情報セキュリティ基本方針

(イ) 栃木県情報セキュリティ対策基準【秘密】

(ウ) 栃木県クラウドサービス利用手順【秘密】

(エ) 栃木県知事の保有する個人情報等の適性管理要綱

(オ) その他栃木県が定める規程等

ウ 参考とするガイドライン等

(ア) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

(イ) 政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

(ウ) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン

(エ) 情報セキュリティ管理基準（令和 7 年 8 月 29 日経済産業省告示第 124 号）

(オ) クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン

(カ) ガバメントクラウド利用における推奨構成（デジタル庁）

(2) セキュリティ設計、開発等

- ・ (1)の遵守する法令等の定めに応じたセキュリティ設計、開発等の作業管理等を行うこと。なお、(1)イの本県の規程等により難しい合理的な理由がある場合には、協議すること。また、法令等については、最新の状況を把握し、追加で対策が求められる内容を

把握した場合は、本県に提案すること（追加対策する費用については本入札額に含まれないこととする。）。

- ・ 本基盤の開発期間中、最低限、以下の項目を遵守し、セキュリティを高める設計、開発、導入を行い、情報資産を守ること。

ア 脆弱性情報、情報セキュリティ更新プログラムやウィルスパターンファイル等のセキュリティ情報を収集、分析し、定期的にセキュリティパッチ等脆弱性等への対応を行うこと。緊急時、軽微な内容には随時対応すること。本番環境への適用については本県と調整すること。

イ 本基盤については、標準的なソフトウェア構成を前提とした対応基準を、定期的に策定すること。また、試験ツール等の導入等作業の迅速化に向けた検討を行うこと。

ウ ポリシーに定める、以下の事項を遵守すること。（ポリシーの遵守）

(ア) 情報資産の取り扱い等について、ポリシーに基づいたセキュリティ管理ルールを定めて、本作業に係る全メンバに遵守させること。また、このために必要な教育・指導を全メンバに対して行うこと。

(イ) 取り扱う情報資産の重要性分類に応じたアクセス制御、設備対策等のセキュリティ対策を仕様に取り入れること。

(ウ) システム機能設計をする者とは別に、セキュリティについての評価を行う担当者を置くこと。

エ サーバ等の権限について、以下の管理を行うこと。

(ア) OS、データベース等の管理者権限は、盗用、悪用された場合のリスクが大きいため、その利用を必要最低限とすること。

(イ) 利用者情報へアクセスできる利用者を限定する等、必要なアクセスのみ許可すること。

オ システム基盤（OS等）のセキュリティにおいて、以下の事項に対応すること。

(ア) 本基盤におけるシステム構成基準（セキュリティスタンダード）を定め、手順化し、これに沿ったシステム構築（OSインストールやミドルウェアのインストール等）を実施すること。

(イ) システム構築、設定する際には、ソフトウェアベンダ等が提供するデフォルト値（パスワード、SNMPコミュニティ名の変更、不必要なアカウントの削除など）をそのまま使用せず、必ず変更して使用すること。また、インス

トールした際にデフォルトでアクティブになるプロセスやポート、サービス、デーモン、プロトコル等で、不要な設定は、必ず無効化又は削除し、そのまま残さないこと。

(ウ) サービスに利用するプロトコルは、安全なプロトコルを使用すること。なお、安全でないプロトコルを使用せざるを得ない場合は、安全に使用するためのセキュリティ対策を合わせて実装すること。

※安全でないプロトコルとは、通信の際に暗号化されていないものや認証情報が平文でながれるもの（FTP, telnet, http,等）、またr系サービス（rcp, rsh, rlogin など）のように認証の仕組みが脆弱なものなどがあげられる。

(エ) 運用保守端末からの操作以外での管理機能へのアクセス（内部LAN環境からの操作も含む）については、暗号化したプロトコルやサービスを使用し、管理者アカウント情報（ID/Password）の漏洩を防止すること。

カ 本番環境へのリリース作業において、以下の事項に対応すること。

(ア) 事前に定められたリリース手順を遵守し、本番環境上にソースファイルやバックアップファイルが残存していないこと。

(イ) やむを得ず本番環境上でスクリプトなどのファイルを編集した場合にも、それに伴い作成されたバックアップファイルが残存していないことを確認すること。

(ウ) 本番環境上に不要なデバッグオプション、試験プログラム、試験アカウントなどが残存していないこと。

(エ) リリースにより不要となる旧環境のうち、削除可能と判断できるものについて削除すること。

(オ) リリース資材において、コメントやファイルのプロパティなどに含まれる固有名詞は削除すること。

(カ) robots.txt において、公開する必要のないディレクトリ情報が記述されていないこと。

(キ) サンプルプログラムが残存していないこと。

(3) 機器賃貸借

ア 設置場所

機器の最終設置場所は、栃木県本庁舎内の本県が指定する場所とすること。

イ 信頼性

賃借物件については、各賃借物件間の整合性を保ち、新品であり納入（出荷）実績があること。

- ウ 賃借期間内で賃借物件に関わる部品等の供給が適正になされること。
- エ 賃借物件に関わるメーカー（子会社含む）のサポート拠点又は納入業者のサポート拠点を栃木県内に有していること
- オ 賃借物件に欠陥が発見された時は、県に報告し、協議の上迅速かつ的確に対応すること。
- カ 賃借物件の搬入・設置・調整・確認テスト等の作業については本県の指示に従うこと。
- キ 空き箱等の不要品については、受託者が持ち帰り責任を持って実施すること。
- ク 導入作業日時は、原則として平日開庁日 8:30～17:15 とし、本県と打合せの上、搬入経路の決定、搬入経路の養生を行うこと。
- ケ 連絡体制を計画し、問合せに対応すること。なお、窓口は一本化すること。

(4) その他条件

- ア 本基盤は、マロニエ 21 ネットシステム、個人番号利用事務認証システム、庁内 LAN、栃木県セキュリティクラウドといった外部システムとの接続が多い。そのため、設計、テストの様々な局面で、外部システム構築事業者等の関係者との調整が必要となる。
- イ 関係者との連絡窓口は本県が実施するが、受託者は受け身ではなく主体的に本県や関係者に働きかけや情報提供を行うなど、積極的な姿勢にて本プロジェクトに取り組むこと。
- ウ 設計書はもとより、各種ドキュメントの作成に当たっては、以下の条件を遵守すること。
 - (ア) 作成するドキュメントは、第三者にも分かりやすく作成すること。
 - (イ) ドキュメントは読みやすさと共に、見直し・更新作業が容易となるよう考慮すること。

(ウ) 設計書間はもとより、各ドキュメント間の整合性・トレーサビリティ（追跡可能性）を確保すること。

(エ) 常用漢字を使用し、年号は、和暦・西暦併記とすること。

（例：令和 8 (2026)年 4 月 1 日、R8(2026).4.1）

エ 通常時の情報連携は電話及び電子メールとし、具体的な方法は受託者決定後に協議により決定する。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 成果物の範囲・納品時期等

- ・ 成果物の内容、納入時期を示すこと。
- ・ また、設計開発、運用・保守に必要な各種ドキュメントを整備する上で、検討経緯やレビュー記録が後から確認しやすくできる工夫や品質の確保に関する提案をすること。
- ・ 本県が求める本業務の成果物を「別紙3_成果物一覧」に示す。

ア 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、原則として日本工業規格A 列 4 番とし、日本語で記載すること。なお、専門用語には必ず説明を付すこと。
- ・ 成果物は「別紙3_成果物一覧」に示す納品期日までに納入するとともに、令和 9 (2027) 年12月10 日までに事前に提供した成果物を含むすべての成果物を取りまとめたもの（以下「最終成果物」という。）を納入すること。
- ・ 本県が電子媒体によらず書面による成果物の納入を求めた場合は、本県が別途指定する方法により電子媒体による納入とは別に提供すること。
- ・ 電子媒体に成果物を格納するに際しては、Excelにより成果物の名称及び内容を記載した目録を作成し、1 部印刷の上、提出すること。
- ・ 書面で提出する成果物については、エコマーク（財団法人日本環境協会所管）、グリーンマーク（財団法人古紙再生促進センター所管）認定制度等の趣旨を参照し、環境に配慮したものを使用すること。
- ・ 最終成果物を電子媒体で提出する場合は、新品のCDやDVDを用いること。
- ・ 電子データ納品物は、PDF ファイル形式とすること。併せて、当該PDFファイルの元となったファイル及び当該ファイルに挿入等されている図表等の元データをそれぞれ

改変可能な形式（Microsoft Office365 と互換性を有するWord、Excel 及び PowerPoint 形式）で提出すること。

- ・ 成果物の納入に併せて、その内容等についての詳細な説明を行うこと。
- ・ 以上の形式等に従うことが困難な成果物がある場合は、事前に本県に相談し、指示を仰ぐこと。
- ・ 本調達機器を搬入・設置すること。動作確認・第2期基盤機器等との接続等については、本県と協議の上日程を調整すること。
- ・ 借入開始日において作業の遅れ、又は、機器の故障等で機器が利用できない場合は、代替機等を受託者の責任と負担で提供すること。

(2) 納品場所

- ・ 納入検査を行うため、本県（栃木県宇都宮市内）に納品すること。
- ・ 本設置場所は本県の指定した場所とする。

(3) 検収

- ・ 本調達機器及び本基盤（オンプレミス環境）の本県への引き渡し並びに本基盤（パブリッククラウド環境（AWS））の本県への引き渡し完了後に、本県による検収を行う。
- ・ 検収には、運用・保守業務受託者による確認作業も含まれる。
- ・ 検収には、受託者及び基盤担当職員の立ち合いを伴うこと。

(4) 知的財産権の帰属

- ・ 知的財産権の帰属については、契約書に記載のとおりとする。

(5) 契約不適合責任及び債務不履行に係る責任

- ・ 契約不適合責任及び債務不履行に係る責任については、契約書に規定するもののほか、以下のとおりとする。
 - 納入検査の結果、本調達機器の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、直ちに当該機器の修復・再設定を行うこと。当該機器の修復・再設定に長時間か

かる場合には、代替機等を指定した日時までに納入・設定すること。修復・再設定及び代替機等に係る全ての費用は、受託者の負担とする。

- ▶ 指定した期日までに希望する業務システムのパブリッククラウド環境への移行が完了しない場合には、オンプレミス環境での稼働に必要な環境の修復・再設定を行うこと。当該環境の修復・再設定に必要な機器が不足する場合には追加すること。修復・再設定及び追加した機器に係る全ての費用は、受託者の負担とする。ただし、移行が完了しない事由が受託者の責めに帰することができないものによるものであるときは、この限りでない。

7 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 業務を一括、又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受託者におけるプロジェクトマネージャを再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先に対して、本仕様書に定める各義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めることとする。
- オ 再委託先における情報セキュリティの確保については、受託者の責任とする。再委託先に対して、定期的に又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。また、本県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める場合には、再委託の履行状況について本県に対し報告することとする。
- カ 本調達に係る作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本県の責めに帰する場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性

等について記載した本県指定の再委託に関する書面を本県に提出し、あらかじめ承認を受けること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合は、前項と同様に再委託に関する書面を本県に提出し、承認を受けること。

ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲、再々委託の必要性等について記載した書面を本県に提出し、あらかじめ承認を受けること。

(3) 再委託先の契約違反等に関する責任

- 再委託先において、本仕様書に定める事項に関する義務違反、又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、本県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

8 その他特記事項

(1) 開発に必要な資材等の負担

- 開発に必要な資材（設計・開発業務において、受託者が開発に使用する消耗品、設計・開発作業を実施する拠点費用等）は受託者が負担すること。なお、本県の提供する会議室や電気料金等は本県の負担とする。

(2) 社内教育に関する条件

- 従事要員に対し、本調達における各業務の安全確実な遂行に必要な以下に示す教育等を実施し、実施結果を本県へ提出すること。
 - 情報技術に関する教育
 - 情報処理技術者としての身に付けるべきモラルに関する教育
 - 情報セキュリティ教育
 - 守秘義務に関する教育
 - 個人情報保護に関する教育
 - その他安全確実な遂行に必要な教育

(3) 運用・保守業務受託者等への引継要件

- ・ 本業務の終了前までに、運用作業に係る業務内容について、別契約となる基盤運用・保守業務受託者への引継ぎを行うこと。
- ・ 本業務を円滑に引き継ぐため、速やかに引継ぎ計画書を作成し、本県の承認を得ること。また、業務引継の実施状況について、作業実施計画で設定した進捗定例会議等で報告すること。
- ・ オンプレミス環境のシステム監視機能について、本基盤運用・保守業務受託者向けに教育を行うこと。

(4) 事情変更等への対応

- ・ 受託者決定後に事情の変更が生じたことにより本仕様書により難しい事項が生じた場合には、本県と受託者が協議して対応すること。

9 疑義等の決定

- ・ 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者とが協議して定めるものとする。

10 契約における本仕様書の取扱範囲

- ・ 機器賃貸借契約については、本仕様書に記載されている事項のうち、以下の業務に係る範囲を取扱範囲とする。
 - ハードウェア機器・調達必須ソフトウェア等
 - 設置
 - 工事
 - 設置・工事に係る各種調整
 - 賃貸借期間中の機器保守
 - 調達する機器の一次設定（セットアップ）場所（一次構築場所）の確保
 - 機器撤去、データ消去
- ・ 設計・開発業務契約については、本仕様書に記載されている事項のうち、機器賃貸借業務の業務範囲に係る範囲以外の範囲を取扱範囲とする。
- ・ 詳細な取扱範囲については、受託者決定後に本県と協議・調整の上決定すること。

11 附属文書

- (1) 別紙 1_要件定義書
- (2) 別紙 2_ AWS クラウドサービス利用料見積書 (様式)
- (3) 別紙 3_成果物一覧

以上